

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号  
兵庫県立大学工学研究科教授会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 78 号）第 11 条の規定に基づき、工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学生の履修
- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）
- (4) 学生の懲戒処分
- (5) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）候補者の推薦
- (6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

3 教授会は、前 2 項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 教授会は、工学研究科に所属する専任教授をもって組織する。

(定例会及び臨時会)

第 4 条 教授会は、原則として毎月 1 回定例会を開くものとする。

2 研究科長は必要があると認めたときは、臨時会を開くことができる

(招集)

第 5 条 教授会は、研究科長が招集する。

2 研究科長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(議事)

第 6 条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、6 カ月以上の長期出張中の者及び休職中の者は、構成員の数に算入しない。

(議決)

第 7 条 議決について採決を必要とするときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 5 号及び第 6 号に関する事項については出席者の 3 分の 2 以上で決し、学位の取消しに関する事項については出席者の 4

分の3以上で決する。

- 2 教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会が別に設置する工学研究科委員会が議事に関して採決した事項については、前項の採決があったものとみなす。

(委員会)

第8条 教授会は、工学研究科の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めた場合は、教授会の同意を得て、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会においてその確認を受けるものとする。

- 2 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(庶務)

第11条 教授会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。